



鳥取県公報

平成 19 年 11 月 20 日(火)
第 7 9 4 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	収入証紙の小売りさばき人の指定 (959) (指導管理課) 2 鳥取県生活衛生営業指導センターの事務所所在地の変更の届出 (960) (くらしの安心推進課) 2 保安林の指定施業要件の変更予定 (4 件) (961~964) (森林保全課) 2 県道の区域の変更 (965) (道路企画課) 5 県道の供用の開始 (966) (〃) 6 土地改良事業計画の変更の同意 (967) (東部総合事務所農林局) 6 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (968) (中部総合事務所県民局) 6
◇ 教委告示	平成 20 年度鳥取県立特別支援学校高等部・専攻科生徒募集要項 (23) (特別支援教育室) 7 平成 20 年度鳥取県立特別支援学校幼稚部幼児募集要項 (鳥取県立鳥取聾学校、鳥取県立 皆生養護学校) (24) (〃) 16
◇ 公 告	家畜商法による講習会の開催 (畜産課) 18 保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (3 件) (森林保全課) 19 鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (治山砂防課) 25 鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (〃) 26
◇ 調達公告	落札者の決定 (病院局総務課) 26

告 示

鳥取県告示第 959 号

鳥取県収入証紙条例（昭和 39 年鳥取県条例第 9 号）第 5 条第 3 項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
平成 19 年 11 月 13 日	643	日野郡日野町津地 662	有限会社花風車	日野郡日野町根雨 143-3

鳥取県告示第 960 号

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号）第 57 条の 3 第 4 項の規定に基づき、鳥取県生活衛生営業指導センターから事務所の所在地を変更しようとする旨の届出があったので、同条第 5 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 11 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 事務所の所在地
変更後 鳥取市松並町二丁目 160 番地
変更前 鳥取市大榎町 13-1
- 2 変更年月日
平成19年11月28日

鳥取県告示第 961 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
鳥取市若葉台北五丁目15、祢宜谷字堀越59の3（次の図に示す部分に限る。）、59の6、香取字袋谷377の9、字元結深谷378の1、379の1、字意上谷南側ノ奥440、字空山上通り442の2、八坂字上山381、生山字洞々谷576の1、576の3、字奥岩丸木581の1、字峰寺越谷582の5、582の6、字狼谷583の4、字小狼谷584の3、字大寺谷586の3、586の8、字長谷594の15
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市紙子谷字奥ノ谷148、149、東大路字洞山177の2、円通寺字種田口189の1、189の2、桜谷字岡谷300、八坂字本谷山395の3、395の4、生山字正法寺492の3、字鎌谷503の2、504の2、字膳棚528の1、字奥山立平530の1、字細谷532の1、533の1、533の3、字治郎谷566の1、字献上谷570の1、571の1、古郡家字茨谷502の4、越路字南谷682

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第962号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市高路字東谷ノ式225、227、227の1、228から236まで、字東谷1188の2、三津字狭間谷ノ壱1012、字乗越ノ一1022、字後谷1035、伏野字差尾谷ノ一1852の1、字差尾谷ノ二1854、字差尾谷ノ三1855、字東大清水1869、字東上り戸1884の1、字三谷奥1885、字西竹ノ谷1905、字東鮎堀2064、字西谷奥2066、2067

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市上町85(次の図に示す部分に限る。)、三津字大谷184、字苧畑ノ一215、955、字大谷平950、御熊
字村宮ノ下237、字堀谷ノ二443、内海中字家ノ奥495、838、839、字城ノ谷617の2、619の2、猪子字東谷514、
515、小沢見字ビシャデン671の1、覚寺字飛ト谷798

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第963号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字太田字美取谷167の1、字大杉山316の1、字光寺331の1から331の15まで、字堤奥332の
2、332の43から332の49まで、大字恩志字恩志山914の3、大字本庄字坂ノ下931、931の2、931の3、字門
所932の1、932の4、932の5、字立石口933の2、字三ノ坂口946、字岡谷953の1から953の23まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字太田字美取谷167の1

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字太田字太田谷302の2から302の4まで、302の39から302の41まで、字大杉山316の2、大

字河崎字三ツ溝303、字二本松315の2、大字高山字下猫山320の1、字戸坪351、352（次の図に示す部分に限る。）、大字恩志字小堤410の13、字飯部467の10、467の11、字岩山885の11、大字新井字三島谷419の3（次の図に示す部分に限る。）、419の18から419の21まで、字親谷521の3、521の4、521の6から521の17まで、521の40から521の52まで、大字本庄字池谷904の1、904の2、字二ノ坂口951の1から951の6まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 964 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字別宮字家ノ上エ27、字堂坂平ラ29、字堂久32、33、34の3、35から37まで、字前井滝平ル林137、字滝根1086、字岩ヶ市1093、1094、1096の1、字横田平ラ1099、字大滝1117から1120まで、大字古長字深谷東平397の1から397の3まで、字繁京429の2、字西平ル林441、字川ノ上504の1、504の2、字オガモ谷533

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 965 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の

規定により告示する。

その関係図面は、平成19年11月20日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成19年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
倉吉赤碕 中山線	東伯郡琴浦町大字大父字西平田ヶ平ル756-1地先から 同町大字山川字ヲイコ谷841-4地先まで	変更前	5.0~58.0	614.0
		変更後	8.5~93.0	620.0

鳥取県告示第966号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成19年11月20日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成19年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
倉吉赤碕中山線	東伯郡琴浦町大字大父字西平田ヶ平ル756-1地先から同 町大字山川字ヲイコ谷841-4地先まで	平成19年11月20日

鳥取県告示第967号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業高住地区農業用道路）計画の変更を平成19年11月13日同意したので、同法第96条の3第5項の規定により準用する同法第48条第11項の規定により告示する。

平成19年11月20日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

鳥取県告示第968号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成20年1月6日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成19年11月20日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

- 1 申請のあった年月日
平成19年11月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人こども未来ネットワーク
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
渡部 万里子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
倉吉市宮川町188-9
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、子どもたちの体験活動や社会参画の機会の拡充を図るとともに、それを支える基盤作りをすすめていき、子ども自身や地域の関係団体の活動の支援、子どもに関する文化事業及び広報啓発活動をおこない、子どもの豊かな成長に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
役員任期

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第23号

平成20年度鳥取県立特別支援学校高等部・専攻科の募集を、次の要項により実施する。

平成19年11月20日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

平成20年度鳥取県立特別支援学校高等部・専攻科生徒募集要項

1 鳥取県立鳥取盲学校

(1) 鳥取県立鳥取盲学校（以下「鳥取盲学校」という。）募集学科及び募集生徒数

部科名	募集学科名	募集生徒数
高等部	保健理療科	8人
	普通科（単一障害学級及び重複障害学級）	定員は設けない。
専攻科	理療科	10人

(2) 出願資格を有する者

ア 高等部

保健理療科及び普通科の単一障害学級にあつては、視覚障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「政令」という。）第22条の3の表に規定する程度の者で次の(ア)又は(イ)に該当するものとする。

普通科の重複障害学級にあつては、視覚障害の程度が同表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で次の(ア)又は(イ)に該当するものとする。

(ア) 中学校（特別支援学校の中学部を含む。）を卒業した者又は平成20年3月に卒業する見込みの者

(イ) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「省令」という。）第63条各号のいずれかに該当する者

イ 専攻科

視覚障害の程度が政令第22条の3の表に規定する程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

(ア) 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）を卒業した者又は平成20年3月に卒業する見込みの者

(イ) 省令第69条各号のいずれかに該当する者

(3) 出願方法

ア 出願手続

(ア) 入学志願者は、入学志願書を出身（在学）学校長を経由して鳥取県立鳥取盲学校長（以下「鳥取盲学校長」という。）に提出しなければならない。ただし、鳥取盲学校長が特に認めるときは、出身（在学）学校長を経由することを要しない。

(イ) 出身（在学）学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及び視力等の証明書を添えて、鳥取盲学校長に提出するものとする。高等部の保健医療科及び専攻科を受検する者は、併せて健康診断書を鳥取盲学校長に提出するものとする。

ただし、当該調査書の提出が困難な場合は卒業証明書に代えることができる。

イ 出願期間

平成20年2月20日（水）から同月22日（金）までとする。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで

エ 受付場所

鳥取盲学校

オ その他

鳥取盲学校長は、入学志願書等が提出されたときは、審査の上、学力検査の日程等の必要事項を出身（在学）学校長（出身（在学）学校長を経由しないで入学志願書等が提出されたときは、当該入学志願者）に通知するものとする。

(4) 入学者の選抜の方法

ア 高等部の普通科の入学者の選抜は、調査書等の提出書類の審査により行う。

イ 高等部の保健医療科及び専攻科の入学者の選抜は、調査書等の提出書類の審査及び学力検査、面接等の結果により行う。

(5) 諸検査、学力検査、面接等の日程等

ア 日時

平成20年3月6日（木）午前9時から午後4時30分まで（午前8時30分までに集合すること。）

イ 場所

鳥取盲学校

ウ 学力検査

保健医療科 学力検査（国語、社会）及び適性検査

専攻科 学力検査（国語、理科、数学、英語）及び適性検査（盲学校の保健医療科を卒業した者にあっては、申出により数学又は英語のいずれかを保健医療に代えることができる。）

エ 諸検査

普通科 単一障害学級志願者 諸検査（国語、社会、数学、理科及び英語）

重複障害学級志願者 諸検査

オ その他

(ア) 筆記試験が不可能な者については、口頭試験を行う。

(イ) 諸検査及び学力検査終了後、面接を実施する。

(6) 合格者の発表

平成20年3月14日（金）正午に鳥取盲学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身（在学）

学校長に通知する。

(7) 再募集の実施

合格者の発表の結果、高等部の保健医療科又は専攻科の理療科において、入学確定者数が募集生徒数に満たない場合にあつては、その不足の生徒数についての再募集を実施する。

ア 出願手続

1の(3)アに同じ。

イ 出願期間

平成20年3月19日(水)から同月21日(金)までとする。ただし、郵送による場合は、同日必着とする。

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで

エ 受付場所

鳥取盲学校

オ 学力検査及び面接の日程等

(ア) 日時

平成20年3月25日(火)午前9時から午後4時30分まで(午前8時30分までに集合すること。)

(イ) 場所

鳥取盲学校

(ウ) 学力検査

保健医療科 学力検査(国語、社会)及び適性検査

専攻科 学力検査(国語、理科、数学、英語)及び適性検査(盲学校の保健医療科を卒業した者にあつては、申出により数学又は英語のいずれかを保健医療に代えることができる。)

(エ) その他

a 筆記試験が不可能な者については、口頭試験を行う。

b 学力検査終了後、面接を実施する。

カ 合格者の発表

平成20年3月27日(木)正午に鳥取盲学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。

(8) その他

ア 入学を希望する者で、やむを得ない事由により受検ができなかった者について、鳥取盲学校長が特に認めるときは、別に諸検査等を実施する。

イ この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取盲学校長が定める。

ウ 入学志願書等の用紙は、鳥取盲学校において、平成20年1月11日(金)から交付する。

エ 募集に関して不明な事項は、次に問い合わせること。

学校名	郵便番号	住所	電話	ファクシミリ
鳥取盲学校	〒680-0151	鳥取市国府町宮下1265	0857-23-5441	0857-23-5442

2 鳥取県立鳥取聾学校

(1) 鳥取県立鳥取聾学校(以下「鳥取聾学校」という。)に出願資格を有する者

普通科の単一障害学級並びに産業工芸科及び生活デザイン科にあつては、聴覚障害の程度が政令第22条の3の表に規定する程度の者で次のア又はイに該当するものとする。

普通科の重複障害学級にあつては、聴覚障害の程度が同表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で次のア又はイに該当するものとする。

ア 中学校(特別支援学校の中学部を含む。)を卒業した者又は平成20年3月に卒業する見込みの者

イ 省令第63条各号のいずれかに該当する者

(2) 出願方法

ア 出願手続

(ア) 入学志願者は、入学志願書を出身（在学）学校長を経由して鳥取県立鳥取聾学校長（以下「鳥取聾学校長」という。）に提出しなければならない。

(イ) 出身（在学）学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及びオーディオグラム（測定したものが無い場合には、鳥取聾学校で測定する。）を添えて鳥取聾学校長に提出するものとする。

イ 出願期間

平成20年2月20日（水）から同月22日（金）までとする。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで

エ 受付場所

鳥取聾学校

オ その他

鳥取聾学校長は、入学志願書等が提出されたときは、審査の上、諸検査及び面接の日程等の必要事項を出身（在学）学校長に通知するものとする。

(3) 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、調査書等の提出書類の審査により行う。

(4) 諸検査及び面接等の日程等

ア 日時

平成20年3月6日（木）午前10時から午後3時まで（午前9時30分までに集合すること。）

イ 場所

鳥取聾学校

ウ 諸検査

普 通 科 単一障害学級志願者 諸検査（国語、数学及び英語）

重複障害学級志願者 諸検査

産 業 工 芸 科 諸検査（国語、数学及び英語）

生活デザイン科 諸検査（国語、数学及び英語）

エ その他

諸検査等終了後、面接を実施する。

(5) 合格者の発表

平成20年3月14日（金）正午に鳥取聾学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身（在学）学校長に通知する。

(6) その他

ア 入学を希望する者で、やむを得ない事由により受検ができなかったものについて、鳥取聾学校長が特に認めるときは、別に諸検査及び面接等を実施する。

イ この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取聾学校長が定める。

ウ 入学志願書等の用紙は、鳥取聾学校において、平成20年1月11日（金）から交付する。

オ 募集に関して不明な事項は、次に問い合わせること。

学校名	郵便番号	住所	電話	ファクシミリ
鳥取聾学校	〒680-0151	鳥取市国府町宮下1261	0857-23-2031	0857-27-8606

3 鳥取県立鳥取養護学校

(1) 鳥取県立鳥取養護学校（以下「鳥取養護学校」という。）に出願資格を有する者

単一障害学級にあっては、肢体不自由又は病弱の程度が政令第22条の3の表に規定する程度の者で次のア又はイに該当するものとする。

重複障害学級にあっては、肢体不自由又は病弱の程度が政令第22条の3の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で次のア又はイに該当するものとする。

ア 中学校（特別支援学校の中学部を含む。）を卒業した者又は平成20年3月に卒業する見込みの者

イ 省令第63条各号のいずれかに該当する者

ただし、原則として、鳥取県立中央病院に入院治療中の者、入院治療を予定している者又は通院治療中の者で通学可能な者に限る。

(2) 出願方法

ア 出願手続

(ア) 入学志願者は、入学志願書を出身（在学）学校長を経由して鳥取県立鳥取養護学校長（以下「鳥取養護学校長」という。）に提出しなければならない。

(イ) 出身（在学）学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及び医師の診断書を添えて鳥取養護学校長に提出するものとする。

イ 出願期間

平成20年2月20日（水）から同月22日（金）までとする。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで

エ 受付場所

鳥取養護学校

オ その他

鳥取養護学校長は、入学志願書が提出されたときは、審査の上、諸検査及び面接の日程等の必要事項を出身（在学）学校長に通知するものとする。

(3) 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、調査書等の提出書類の審査により行う。

(4) 諸検査及び面接等の日程等

ア 日時

平成20年3月6日（木）

単一障害学級志願者 午前9時20分から午後2時まで（午前9時までに集合すること。）

重複障害学級志願者 午前10時から正午まで（午前9時40分までに集合すること。）

イ 場所

鳥取養護学校

ウ 諸検査（単一障害学級の志願者に対してのみ実施）

国語、数学及び英語

エ 面接（志願者全員に対して実施）

単一障害学級の志願者には諸検査終了後行う。

(5) 合格者の発表

平成20年3月14日（金）正午に鳥取養護学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身（在学）学校長に通知する。

(6) その他

ア 入学を希望する者で、やむを得ない事由により受検ができなかったものについて、鳥取養護学校長が特に認めるときは、別に諸検査及び面接等を実施する。

イ この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取養護学校長が定める。

- ウ 入学志願書等の用紙は、鳥取養護学校において平成20年1月22日（火）から交付する。
- エ 生徒の募集に関する説明会は、鳥取養護学校において、平成20年1月22日（火）午後1時30分から開催する。
- オ 募集に関して不明な事項は、次に問い合わせること。

学校名	郵便番号	住所	電話	ファクシミリ
鳥取養護学校	〒680-0901	鳥取市江津260	0857-26-3601	0857-27-3207

4 鳥取県立白兔養護学校

(1) 鳥取県立白兔養護学校（以下「白兔養護学校」という。）に出願資格を有する者

単一障害学級にあつては、知的障害の程度が政令第22条の3の表に規定する程度の者で、次のア又はイに該当するものとする。

重複障害学級にあつては、知的障害の程度が政令第22条の3の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で次のア又はイに該当するものとする。

訪問学級にあつては、重度の身体障害及び知的障害のため学校に通学して教育を受けることが困難な者で、次のア又はイに該当するものとする。

ア 中学校（特別支援学校の中学部を含む。）を卒業した者又は平成20年3月に卒業する見込みの者

イ 省令第63条各号のいずれかに該当する者

(2) 出願方法

ア 出願手続

(ア) 入学志願者は、入学志願書を出身（在学）学校長を経由して志願する鳥取県立白兔養護学校長（以下「白兔養護学校長」という。）に提出しなければならない。

(イ) 出身（在学）学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及び健康記録書を添えて白兔養護学校長に提出するものとする。

イ 出願期間

平成20年2月20日（水）から同月22日（金）までとする。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで

エ 受付場所

白兔養護学校

オ その他

白兔養護学校長は、入学志願書が提出されたときは、審査の上、諸検査及び面接の日程等の必要事項を出身（在学）学校長に通知するものとする。

(3) 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、調査書等の提出書類の審査により行う。

(4) 諸検査及び面接等の日程等

ア 日時

平成20年3月6日（木）午前10時から午後3時まで（午前9時30分までに集合すること。）ただし、訪問学級の志願者にあつては、別途白兔養護学校長が通知する時間とする。

イ 場所

白兔養護学校。ただし、訪問学級の志願者にあつては、別途白兔養護学校長が通知する場所とする。

ウ 諸検査及び面接

別途白兔養護学校長が通知する方法により実施する。

(5) 合格者の発表

平成20年3月14日（金）正午に白兔養護学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身（在学）学校長に通知する。

(6) その他

ア 入学を希望する者で、やむを得ない事由により受検ができなかったものについて、白兔養護学校長が特に認めるときは、別に諸検査及び面接等を実施する。

イ この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、白兔養護学校長が定める。

ウ 入学志願書等の用紙は、白兔養護学校において平成20年1月22日（火）から交付する。

エ 生徒の募集に関する説明会は、白兔養護学校において、平成20年1月22日（火）午前10時から開催する。

オ 募集に関して不明な事項は、次に問い合わせること。

学校名	郵便番号	住所	電話	ファクシミリ
白兔養護学校	〒689-0201	鳥取市伏野1550-1	0857-59-0585	0857-59-1237

5 鳥取県立倉吉養護学校

(1) 鳥取県立倉吉養護学校（以下「倉吉養護学校」という。）に出願資格を有する者

単一障害学級にあっては、知的障害又は肢体不自由の程度が政令第22条の3の表に規定する程度の者で次のア又はイに該当するものとする。

重複障害学級にあっては、知的障害又は肢体不自由の程度が政令第22条の3の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で次のア又はイに該当するものとする。

訪問学級にあっては、重度の身体障害と知的障害のため学校に通学して教育を受けることが困難な者で次のア又はイに該当するものとする。

ア 中学校（特別支援学校の中学部を含む。）を卒業した者又は平成20年3月に卒業する見込みの者

イ 省令第63条各号のいずれかに該当する者

(2) 出願方法

ア 出願手続

(ア) 入学志願者は、入学志願書を出身（在学）学校長を経由して鳥取県立倉吉養護学校長（以下「倉吉養護学校長」という。）に提出しなければならない。

(イ) 出身（在学）学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及び健康記録書を添えて倉吉養護学校長に提出するものとする。

イ 出願期間

平成20年2月20日（水）から同月22日（金）までとする。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで

エ 受付場所

倉吉養護学校

オ その他

倉吉養護学校長は、入学志願書が提出されたときは、審査の上、諸検査及び面接の日程等の必要事項を出身（在学）学校長に通知するものとする。

(3) 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、調査書等の提出書類の審査により行う。

(4) 諸検査及び面接等の日程等

ア 日時

平成20年3月6日（木）午前10時から午後3時まで（午前9時30分までに集合すること。）ただし、訪問学級の志願者にあっては、別途倉吉養護学校長が通知する時間とする。

イ 場所

倉吉養護学校。ただし、訪問学級の志願者にあつては、別途倉吉養護学校長が通知する場所とする。

ウ 諸検査及び面接

倉吉養護学校長が通知する方法により実施する。

(5) 合格者の発表

平成20年3月14日（金）正午に倉吉養護学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身（在学）学校長に通知する。

(6) その他

ア 入学を希望する者で、やむを得ない事由により受検ができなかったものについて、倉吉養護学校長が特に認めるときは、別に諸検査及び面接等を実施する。

イ この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、倉吉養護学校長が定める。

ウ 入学志願書等の用紙は、倉吉養護学校において平成20年1月22日（火）から交付する。

エ 生徒の募集に関する説明会は、倉吉養護学校において、平成20年1月22日（火）午前10時から開催する。

オ 募集に関して不明な事項は、次に問い合わせること。

学校名	郵便番号	住所	電話	ファクシミリ
倉吉養護学校	〒682-0836	倉吉市長坂新町1231	0858-28-3500	0858-28-1144

6 鳥取県立皆生養護学校

(1) 鳥取県立皆生養護学校（以下「皆生養護学校」という。）に出願資格を有する者

単一障害学級にあつては、肢体不自由の程度が政令第22条の3の表に規定する程度の者で次のア又はイに該当するものとする。

重複障害学級にあつては、肢体不自由の程度が政令第22条の3の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で次のア又はイに該当するものとする。

訪問学級にあつては、重度の身体障害及び知的障害のため学校に通学して教育を受けることが困難な者で次のア又はイに該当するものとする。

ア 中学校（特別支援学校の中学部を含む。）を卒業した者又は平成20年3月に卒業する見込みの者

イ 省令第63条各号のいずれかに該当する者

(2) 出願方法

ア 出願手続

(ア) 入学志願者は、入学志願書を出身（在学）学校長を経由して鳥取県立皆生養護学校長（以下「皆生養護学校長」という。）に提出しなければならない。

(イ) 出身（在学）学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及び健康記録書を添えて皆生養護学校長に提出するものとする。

イ 出願期間

平成20年2月20日（水）から同月22日（金）までとする。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで

エ 受付場所

皆生養護学校

オ その他

皆生養護学校長は、入学志願書が提出されたときは、審査の上、諸検査及び面接の日程等の必要事項を出身（在学）学校長に通知するものとする。

(3) 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、調査書等の提出書類の審査により行う。

(4) 諸検査及び面接等の日程等

ア 日時

平成20年3月6日(木) 午前10時15分から(午前10時までに集合すること。)

ただし、訪問学級の志願者にあつては、別途皆生養護学校長が通知する時間とする。

イ 場所

皆生養護学校

ただし、訪問学級の志願者にあつては、別途皆生養護学校長が通知する場所とする。

ウ 諸検査(単一障害学級及び重複障害学級の志願者に対してのみ実施)

単一障害学級 諸検査

重複障害学級 諸検査又は観察

エ 面接(志願者全員に対して実施)

(5) 合格者の発表

平成20年3月14日(金) 正午に皆生養護学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。

(6) その他

ア 入学を希望する者で、やむを得ない事由により受検ができなかったものについて、皆生養護学校長が特に認めるときは、別に諸検査及び面接等を実施する。

イ この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、皆生養護学校長が定める。

ウ 入学志願書等の用紙は、皆生養護学校において平成20年1月22日(火)から交付する。

エ 生徒の募集に関する説明会は、皆生養護学校において、平成20年1月22日(火)午後1時30分から開催する。

オ 募集に関して不明な事項は、次に問い合わせること。

学校名	郵便番号	住所	電話	ファクシミリ
皆生養護学校	〒683-0004	米子市上福原七丁目13-4	0859-22-6571	0859-38-3485

7 鳥取県立米子養護学校

(1) 鳥取県立米子養護学校(以下「米子養護学校」という。)に出願資格を有する者

単一障害学級にあつては、知的障害の程度が政令第22条の3の表に規定する程度の者で、次のア又はイに該当するものとする。

重複障害学級にあつては、知的障害の程度が政令第22条の3の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で次のア又はイに該当するものとする。

ア 中学校(特別支援学校の中学部を含む。)を卒業した者又は平成20年3月に卒業する見込みの者

イ 省令第63条各号のいずれかに該当する者

(2) 出願方法

ア 出願手続

(ア) 入学志願者は、入学志願書を出身(在学)学校長を経由して鳥取県立米子養護学校長(以下「米子養護学校長」という。)に提出しなければならない。

(イ) 出身(在学)学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及び健康記録書を添えて米子養護学校長に提出するものとする。

イ 出願期間

平成20年2月20日(水)から同月22日(金)までとする。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで

エ 受付場所

米子養護学校

オ その他

米子養護学校長は、入学志願書が提出されたときは、審査の上、諸検査及び面接の日程等の必要事項を出身（在学）学校長に通知するものとする。

(3) 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、調査書等の提出書類の審査により行う。

(4) 諸検査及び面接等の日程等

ア 日時

平成20年3月6日（木）午前10時から午後3時まで（午前9時30分までに集合すること。）

イ 場所

米子養護学校

ウ 諸検査及び面接

別途米子養護学校長が通知する方法により実施する。

(5) 合格者の発表

平成20年3月14日（金）正午に米子養護学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身（在学）学校長に通知する。

(6) その他

ア 入学を希望する者で、やむを得ない事由により受検ができなかったものについて、米子養護学校長が特に認めたときは、別に諸検査及び面接等を実施する。

イ この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、米子養護学校長が定める。

ウ 入学志願書等の用紙は、米子養護学校において平成20年1月22日（火）から交付する。

エ 生徒の募集に関する説明会は、米子養護学校において、平成20年1月22日（火）午前10時から開催する。

オ 募集に関して不明な事項は、次に問い合わせること。

学校名	郵便番号	住所	電話	ファクシミリ
米子養護学校	〒689-3543	米子市蚊屋343	0859-27-3411	0859-27-3420

鳥取県教育委員会告示第24号

平成20年度鳥取県立特別支援学校幼稚部幼児の募集を、次の要項により実施する。

平成19年11月20日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

平成20年度鳥取県立特別支援学校幼稚部幼児募集要項

(鳥取県立鳥取聾学校、鳥取県立皆生養護学校)

1 鳥取県立鳥取聾学校（以下「鳥取聾学校」という。）及び鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校（以下「ひまわり分校」という。）幼稚部

(1) 募集幼児

ア 平成14年4月2日から平成15年4月1日までに出生した幼児（以下この項において「5歳児」という。）
（単一障害学級及び重複障害学級）

イ 平成15年4月2日から平成16年4月1日までに出生した幼児（以下この項において「4歳児」という。）

(単一障害学級及び重複障害学級)

ウ 平成16年4月2日から平成17年4月1日までに出生した幼児（以下この項において「3歳児」という。）

(単一障害学級及び重複障害学級)

(2) 出願資格を有する者

3歳児、4歳児又は5歳児で、単一障害学級にあつては聴覚障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「政令」という。）第22条の3の表に規定する程度のものとし、重複障害学級にあつては聴覚障害の程度が同表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有するものとする。

(3) 出願方法

ア 出願手続

入学志願者は、入学志願書にオーディオグラム（測定したものが無い場合には、鳥取聾学校又はひまわり分校で測定する。）を添えて鳥取県立鳥取聾学校長（以下「鳥取聾学校長」という。）に持参し、又は郵送しなければならない。なお、郵送による場合には、あて名を記載し、80円切手をはり付けた返信用封筒を同封すること。

イ 出願期間及び受付場所

(ア) 出願期間

a 平成20年2月20日（水）から同月22日（金）までとする。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。

b 受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(イ) 受付場所 鳥取聾学校又はひまわり分校

ウ その他

鳥取聾学校長は、アの入学志願書等が提出されたときは、審査の上、面接の日程等の必要事項を入学志願者に通知するものとする。

(4) 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、入学志願書等の審査及び面接の結果により行う。

(5) 面接の日程等

ア 日時 平成20年3月6日（木） 午前9時30分から午前11時30分まで

イ 場所 鳥取聾学校又はひまわり分校

ウ 内容

(ア) 幼児との面接

(イ) 保護者との面接

(6) 合格者の発表

平成20年3月14日（金）正午に鳥取聾学校及びひまわり分校において発表するとともに、入学志願者に通知する。

(7) その他

ア この要項に定めるもののほか、幼児の募集に関し必要な事項は、鳥取聾学校長が定める。

イ 入学志願書等の用紙は、鳥取聾学校又はひまわり分校において、平成20年1月11日（金）から交付する。

ウ 幼児の募集に関し不明な事項は、次の特別支援学校に問い合わせること。

学校名	郵便番号	住所	電話	ファクシミリ
鳥取聾学校	〒680-0151	鳥取市国府町宮下1261	0857-23-2031	0857-27-8606
ひまわり分校	〒683-0004	米子市上福原七丁目13-1	0859-23-2810	0859-23-2813

2 鳥取県立皆生養護学校（以下「皆生養護学校」という。）幼稚部

(1) 募集幼児

ア 平成14年4月2日から平成15年4月1日までに出生した幼児（以下この項において「5歳児」という。）

(単一障害学級及び重複障害学級)

イ 平成15年4月2日から平成16年4月1日までに出生した幼児（以下この項において「4歳児」という。）

(単一障害学級及び重複障害学級)

(2) 出願資格を有する者

4歳児又は5歳児で、単一障害学級にあつては肢体不自由の程度が政令第22条の3の表に規定する程度のも
のとし、重複障害学級にあつては肢体不自由の程度が同表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有するも
のとする。

(3) 出願方法

ア 出願手続

入学志願者は、入学志願書を鳥取県立皆生養護学校長（以下「皆生養護学校長」という。）に持参し、又
は郵送しなければならない。なお、郵送による場合には、あて名を記載し、80円切手をはり付けた返信用封
筒を同封すること。

イ 出願期間及び受付場所

(ア) 出願期間

a 平成20年2月20日（水）から同月22日（金）までとする。ただし、郵送による場合は、同日までの消
印のあるものに限り、受け付ける。

b 受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(イ) 受付場所 皆生養護学校

ウ その他

皆生養護学校長は、アの入学志願書等が提出されたときは、審査の上、面接の日程等の必要事項を入学志
願者に通知するものとする。

(4) 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、入学志願書等の審査及び面接の結果により行う。

(5) 面接の日程等

ア 日時 平成20年3月6日（木） 午後1時30分から午後3時30分まで

イ 場所 皆生養護学校

ウ 内容

(ア) 幼児との面接及び行動観察

(イ) 保護者との面接

(6) 合格者の発表

平成20年3月14日（金）正午に皆生養護学校において発表するとともに、入学志願者に通知する。

(7) その他

ア この要項に定めるもののほか、幼児の募集に関し必要な事項は、皆生養護学校長が定める。

イ 入学志願書等の用紙は、皆生養護学校において、平成20年1月22日（火）から交付する。

ウ 幼児の募集に関し不明な事項は、次に問い合わせること。

学校名	郵便番号	住所	電話	ファクシミリ
皆生養護学校	〒683-0004	米子市上福原七丁目13-4	0859-22-6571	0859-38-3485

公 告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号に規定する講習会を次のとおり開催する。

平成19年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 開催日時

平成 19 年 12 月 18 日（火）及び同月 19 日（水）午前 9 時から午後 5 時まで

2 開催場所

倉吉市東巖城町 2 鳥取県中部総合事務所第 204 会議室

3 講習の科目及び時間

(1) 家畜の取引に関する法令 4 時間

(2) 家畜の品種及び特徴 4 時間

(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6 時間

4 受講手続

(1) 受講申込書の交付

受講申込書は、県内の各総合事務所農林局において交付する。

(2) 受講申込方法

所定の受講申込書に、写真（受講申込書提出前 6 月以内に撮影した無帽の正面上半身像のもので、3.5cm × 横 2.5cm の大きさのものとする。）及び講習会受講手数料（3,540 円）に相当する額の鳥取県収入証紙を
はり付けて、平成 19 年 12 月 3 日（月）までに住所地を管轄する総合事務所農林局を經由して知事に提出す
ること。

5 問合せ先

受講手続その他講習会に関する問合せは、鳥取県農林水産部畜産課（鳥取市東町一丁目 220 電話 0857-26
-7290）に行うこと。

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき
森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、
同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 11 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、
森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変
更予定の告示（平成 19 年 10 月 30 日付鳥取県告示第 902 号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

有田千代子	鳥取市円通寺字種田口 190 の 1
竹内芳治郎	鳥取市円通寺字種田口 190 の 2
田中 淳	鳥取市円通寺字玉木 1008
〃	鳥取市円通寺字玉木 1009
〃	鳥取市円通寺字玉木 1010

〃	鳥取市円通寺字玉木 1011
〃	鳥取市円通寺字玉木 1017
坂根 岩蔵	鳥取市円通寺字下村屋敷上ミ 1198
坂本 春己	鳥取市円通寺字村畑 1199
〃	鳥取市円通寺字村畑 1200
小澤 平蔵	鳥取市円通寺字村畑 1211
池原 喜平	鳥取市祢宜谷字大平 307
池原悦治郎	〃
藤原 富明	〃
池原 喜平	鳥取市祢宜谷字大平 307 の 1
池原悦治郎	〃
藤原 富明	〃
池原 喜平	鳥取市祢宜谷字大平 307 の 2
池原悦治郎	〃
藤原 富明	〃
池原 喜平	鳥取市祢宜谷字大平 307 の 3
池原悦治郎	〃
藤原 富明	〃
池原 喜平	鳥取市祢宜谷字大平 307 の 4
池原悦治郎	〃
藤原 富明	〃
池原 喜平	鳥取市祢宜谷字大平 307 の 5
池原悦治郎	〃
藤原 富明	〃
池原 喜平	鳥取市祢宜谷字大平 307 の 6
池原悦治郎	〃
藤原 富明	〃
池原 喜平	鳥取市祢宜谷字大平 307 の 7
池原悦治郎	〃
藤原 富明	〃
池原 喜平	鳥取市祢宜谷字滝ノ谷 308
池原悦治郎	〃
藤原 富明	〃

池原 喜平	鳥取市祢宜谷字滝ノ谷 308 の 1
池原悦治郎	〃
藤原 富明	〃
池原 喜平	鳥取市祢宜谷字滝ノ谷 308 の 2
池原悦治郎	〃
藤原 富明	〃
池原 喜平	鳥取市祢宜谷字滝ノ谷 308 の 3
池原悦治郎	〃
藤原 富明	〃
池原 喜平	鳥取市祢宜谷字滝ノ谷 308 の 4
池原悦治郎	〃
藤原 富明	〃
池原 喜平	鳥取市祢宜谷字滝ノ谷 308 の 5
池原悦治郎	〃
藤原 富明	〃
池原 喜平	鳥取市祢宜谷字滝ノ谷 308 の 6
池原悦治郎	〃
藤原 富明	〃
池原 喜平	鳥取市祢宜谷字滝ノ谷 308 の 7
池原悦治郎	〃
藤原 富明	〃
池原 喜平	鳥取市祢宜谷字滝ノ谷 308 の 8
池原悦治郎	〃
藤原 富明	〃
池原 喜平	鳥取市祢宜谷字滝ノ谷 308 の 9
池原悦治郎	〃
藤原 富明	〃
池原 喜平	鳥取市祢宜谷字滝ノ谷 308 の 10
池原悦治郎	〃
藤原 富明	〃
池原 喜平	鳥取市祢宜谷字滝ノ谷 308 の 11
池原悦治郎	〃
藤原 富明	〃

池原 喜平	鳥取市祢宜谷字滝ノ谷 308 の 12
池原悦治郎	〃
藤原 富明	〃
中村 幸枝	鳥取市祢宜谷字滝ノ谷 309
池原 勝治	鳥取市祢宜谷字滝ノ谷 309 の 1
〃	鳥取市祢宜谷字滝ノ谷 309 の 2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

円通寺字村畑 1211

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 11 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 10 月 30 日付鳥取県告示第 903 号)の内容
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

岡本 籐吉	倉吉市沢谷字家ノ上 397
野島勢一郎	〃
野嶋 伊平	〃

野嶋 謙蔵	〃
野嶋 左吉	〃
野嶋 市松	〃
野嶋 勝蔵	〃
野嶋 正平	〃
野嶋 長松	〃
野嶋 定吉	〃
野嶋 房吉	〃
野嶋栄太郎	〃
野嶋左三郎	〃
野嶋清次郎	〃
野嶋万四郎	〃

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 倉吉市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 11 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成19年10月30日付鳥取県告示第904号)の内容
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

安田 茂	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨谷 628
田中 富蔵	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨谷 637
〃	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨谷 638
矢田 善己	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨谷 647
〃	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨谷 648
田中 富蔵	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨谷 649
矢田 岩蔵	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨谷 652
山西惣四郎	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨谷 653
〃	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨谷 654
安田喜美代	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨谷 657
山西惣四郎	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨谷 658
矢田 岩蔵	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨谷 659
矢田 克己	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨谷 663
〃	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨谷 664
安田 茂	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨谷 674
村西 きち	東伯郡三朝町大字穴鴨字大谷奥 746
矢田 勝利	東伯郡三朝町大字穴鴨字大谷奥 748 の 1
〃	東伯郡三朝町大字穴鴨字大谷奥 748 の 2
〃	東伯郡三朝町大字穴鴨字大谷奥 749 の 1
河中兼三郎	東伯郡三朝町大字穴鴨字大谷奥 751 の 2
谷口 甚吉	東伯郡三朝町大字穴鴨字大谷奥 762
山西惣四郎	東伯郡三朝町大字穴鴨字大谷奥 772
山西 島蔵	東伯郡三朝町大字穴鴨字大谷奥 773
矢田 勝利	東伯郡三朝町大字穴鴨字大谷奥 775
山西惣四郎	東伯郡三朝町大字穴鴨字大谷奥 776
矢田 勝利	東伯郡三朝町大字穴鴨字大谷奥 777
〃	東伯郡三朝町大字穴鴨字大谷奥 782
山西惣四郎	東伯郡三朝町大字穴鴨字大谷奥 787
矢田 克己	東伯郡三朝町大字穴鴨字大谷奥 811
谷本 裕則	東伯郡三朝町大字穴鴨字安水谷 1280 の 1
山西惣四郎	東伯郡三朝町大字穴鴨字大谷 1404 の 1

矢田 隆洋	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨平ラ 1410
山西惣四郎	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨平ラ 1411
矢田 克己	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨平ラ 1412
山西 新一	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨平ラ 1416
香川 和久	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨平ラ 1420
矢田 岩蔵	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨平ラ 1422
〃	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨平ラ 1424
矢田 克己	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨平ラ 1431
矢田 勝利	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨平ラ 1432
安田 茂	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨平ラ 1434
〃	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨平ラ 1439

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 三朝町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成19年11月20日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 山 田 和 成

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	認可の期間	

三明建設株式会社 代表取締役 中山 千恵美	鳥取市長谷 825	鳥取市長谷字城ヶ谷口822外4筆 (148,921.74平方メートル)	安山岩 (381,793.20立方メートル) 凝灰岩 (2,636.00立方メートル)	平成19年9月4日から平成23年9月3日まで	平成19年9月4日
オグラ建設株式会社 代表取締役 小椋 阜士夫	東伯郡北栄町 江北38	東伯郡三朝町大字福山字カンナカ谷245-1 (9,789平方メートル)	風化花崗岩(真砂土) (40,611立方メートル)	平成19年9月5日から平成22年8月31日まで	平成19年9月5日

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例(平成15年鳥取県条例第73号)第11条の規定により次のとおり公表する。

平成19年11月20日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 山 田 和 成

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	認可の期間	
株式会社北和 代表取締役 伊藤 孝一	東伯郡北栄町 由良宿 2031	東伯郡北栄町国坂字浜浜2826-1外1筆 (3,435平方メートル)	砂(4,836立方メートル)	平成19年9月3日から平成20年2月15日まで	平成19年9月3日
株式会社エイワン商事 代表取締役 永田 一郎	東伯郡北栄町 東園631-1	東伯郡北栄町国坂字灘際1940-1外3筆 (4,068.9平方メートル)	砂(2,554.2立方メートル)	平成19年9月3日から平成20年9月2日まで	平成19年9月3日
有限会社いきいき組 代表取締役 壹岐 道博	鳥取市河原町 中井268	鳥取市賀露町西二丁目2646外2筆 (1,042平方メートル)	砂(811立方メートル)	平成19年9月7日から平成20年1月6日まで	平成19年9月7日

調 達 公 告

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年11月20日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

- | | |
|------------------------|----------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取県立厚生病院血管撮影画像診断・処理解析システム構築業務 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 総合評価一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 平成19年11月1日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 有限会社メディス
鳥取市北園二丁目200 |
| 5 落 札 金 額 | 187,950,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 平成19年9月14日 |
| 7 落 札 方 式 | 総合評価落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県立厚生病院事務局管財課
倉吉市東昭和町150 |